

# 全国鉢物類振興プロジェクト協議会規約と実施体制

平成31年4月4日 制定

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、全国鉢物類振興プロジェクト協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、鉢物、花木類、球根類、花壇用苗物、盆栽、植木等の根付き花き園芸植物（以下「鉢物類」という。）の生産・流通・販売及び新品種の育成等に係る者が主体となって、我が国の国民生活の環境変化に即した新たな花き園芸文化の振興を目指して、情報収集、交流活動、普及啓発活動、モデル実証事業の実施等を連携して行うことにより、国民生活の向上に資することを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 鉢物類及び花き園芸文化の振興戦略の検討・策定
- (2) 鉢物類及び花き園芸文化の振興に資する政策提言
- (3) 鉢物類及び園芸文化に関する情報収集、交流活動、普及啓発活動、モデル実証事業の実施
- (4) 鉢物類の消費拡大に資するニーズの把握、モデル実証試験、イベントの開催、PR活動
- (5) 海外における鉢物類関係者との交流活動や最新情報の調査活動
- (6) その他前条の目的を達成するために必要な事項

## 第2章 会員等

(会員)

第4条 協議会は、第2条の目的に賛同する団体、法人、個人をもって構成する。

(入会)

第5条 協議会に加入しようとする者は、加入申込書を会長に提出して承認を受けなければならない。

(届出)

第6条 会員は、その氏名及び住所（法人及び任意団体においては、その名称、所在地及び代表者の氏名）に変更があったときは、遅滞なく協議会にその旨を届けなければならない。

(退会)

第7条 会員は、次の各号に掲げる事由により退会する。

- (1) 協議会の解散
- (2) 第4条に該当しなくなった者

2 会員は、前項の規定によるほか、退会しようとする日の2週間前までに、書面をもって会長に申し出て退会することができる。

(会費)

第8条 会員は、毎年度、会費を納入しなければならない。

2 会費の年額は、総会により決定する。

3 既納の会費は、返還しない。

### 第3章 役員等

(役員の数及び選任)

第9条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長1名
- (2) 副会長2名以内
- (3) 監事2名以内

2 役員は、会員(法人及び任意団体においてはその役職員)の中から総会において選任する。

3 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(役員の仕事)

第10条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

3 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) 協議会の業務の執行及び会計の状況を監査すること。
- (2) 前号の結果に基づき監査報告書を作成し、総会に報告すること。

(役員の仕事)

第11条 役員の仕事は2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠又は増員の仕事は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、その仕事満了し、又は辞任により退任しても、後任の役員が就任するまでの間は、なおその職務を行うものとする。

(役員の仕事)

第12条 役員は、無報酬とする。

2 役員には、費用を弁償することができる。

### 第4章 総会

(総会の種別等)

第13条 協議会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 通常総会は、毎年1回以上開催する。

3 臨時総会は、会長が必要と認めた場合に開催する。

(総会の招集)

第14条 総会は、会長が招集する。

2 総会の招集は、あらかじめ、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって会員に通知しなければならない。

(総会の議決方法等)

第15条 総会は、会員現在数の過半数の出席がなければ開くことができない。

2 会員は、総会において各1個の議決権を有する。

3 総会の議長は、総会において出席会員のうちから選出する。

4 議長は、会員として総会の議決に加わることができない。

5 総会の議事は、第17条に規定するものを除き、出席会員の議決権の過半数をもって決

し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の権能)

第16条 総会は、この規約において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算に関すること。
- (2) 事業報告及び収支決算に関すること。
- (3) その他協議会の運営に関する重要な事項。

(特別議決事項)

第17条 次の各号に掲げる事項は、総会において出席会員の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

- (1) 協議会規約の変更
- (2) 協議会の解散
- (3) 会員の除名

(書面又は代理人による表決)

第18条 やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項につき、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。

- 2 代理人をもって議決権を行使する会員は、委任状を協議会に提出しなければならない。
- 3 第1項の規定により議決権を行使した会員は、総会に出席したものと見なす。

## 第5章 委員会

(委員会の設置)

第19条 第3条の事業を円滑に行うため、必要に応じて協議会に委員会を置くことができる。

(委員会の委員等)

第20条 委員会の委員は、会員及び連携協力団体並びにその他学識経験者の中から、会長が選定して委嘱するものとする。

- 2 委員会には座長を置くものとし、これらの座長は会長が指名するものとする。

## 第6章 事務局等

(事務局)

第21条 協議会の事務局は、一般財団法人日本花普及センターに置く。

(事務局支所)

第22条 協議会の全国的な事業展開を効率的に行うために、会員の協力を得て、その事務所に事務局支所を設けて、総務・経理業務を執行する職員を会長が指名できるものとする。

(書類及び帳簿の備付け)

第23条 事務局に次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかななければならない。

- (1) 規約及び協議会の運営上必要として定めた規程類
- (2) 役員の名等を記載した書面
- (3) 会員名簿
- (4) 収入及び支出に関する証拠書類
- (5) 総会の議事録

## 第7章 会計

(事業年度)

第24条 協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(資金)

第25条 協議会の資金は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄付金
- (3) 助成金
- (4) 資金の運用により生ずる果実
- (5) その他の収入

(経費の支弁)

第26条 協議会の運営に要する経費は、資金をもって支弁する。

(資金の管理)

第27条 資金の管理の方法は、会長が別に定める。

(事業計画及び収支予算)

第28条 会長は、毎事業年度開始前に協議会の事業計画及び収支予算を作成し、総会に提出しなければならない。

(事業報告及び収支決算)

第29条 会長は、毎事業年度終了後、協議会の事業報告、収支決算及び財産目録を作成し、監事に提出してその監査を受けなければならない。

2 監事は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、その結果に基づき監査報告書を作成し、総会に報告しなければならない。

## 第8章 雑則

(その他)

第30条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し重要な事項は会長が別に定める。

### 附則

- 1 この規約は、設立総会のあった日（平成31年4月4日）から施行する。
- 2 設立当初の事業年度は、第24条の規定にかかわらず、設立総会のあった日からその日が含まれる年度の3月31日までとする。
- 3 設立当初の役員の任期は、第11条第1項の規定にかかわらず、設立総会のあった日からその日が含まれる翌々年度の3月31日までとする。
- 4 協議会は、これまでの鉢物消費拡大プロジェクト委員会の事業及び資産をすべて継承するものとする。

**(参考資料 1)**

**令和元年度（西暦 2019 年度） 役員及び実施体制**

**(1) 役員**

- 会 長 和田由里（株式会社花満 相談役）  
副会長 登坂初夫（一般社団法人日本花き生産協会鉢物部会 顧問）  
監 事 藤澤俊三（株式会社フラワーオークションジャパン 代表取締役）

**(2) 会員（令和 2 年 2 月現在※次世代花き産業確立推進事業実施に参加する会員）**

- ※① 一般社団法人日本花き生産協会鉢物部会
- ※② 日本洋蘭生産協会
- ※③ 鴻巣花き株式会社
- ※④ 株式会社フラワーオークションジャパン
- ※⑤ 株式会社東京砧花き園芸市場
- ※⑥ 株式会社青梅インターフローラ
- ※⑦ 株式会社するが花き卸売市場
- ※⑧ 豊明花き株式会社
- ※⑨ 株式会社 J F 兵庫県生花
- ※⑩ 株式会社花満
- ※⑪ 九州日観植物株式会社
- ⑫ 株式会社 J F 鶴見花き
- ⑬ 茨城花き流通センター農業協同組合
- ⑭ 岐阜花き流通センター農業協同組合
- ⑮ 仙台生花 株式会社
- ⑯ 北海道植物株式会社
- ⑰ 株式会社金沢花市場
- ⑱ 西日本花き株式会社

**(3) 連携協力を要請する団体・企業**

- ① 一般社団法人日本公園緑地協会
- ② 一般社団法人日本造園建設協会
- ③ 公益社団法人都市緑化機構
- ④ 一般社団法人日本種苗協会
- ⑤ 公益社団法人日本家庭園芸普及協会
- ⑥ 一般社団法人日本ハンキング・バスケット協会
- ⑦ 一般社団法人日本盆栽協会
- ⑧ 一般社団法人日本植木協会
- ⑨ 一般社団法人日本花き卸売市場協会
- ⑪ 一般社団法人日本インドア・グリーン協会
- ⑫ 一般社団法人花の国日本協議会

- ⑬ 屋内緑化推進協議会
- ⑭ フラワートライアル実行委員会
- ⑮ 株式会社グリーン情報
- ⑯ 株式会社花卉園芸新聞
- ⑰ **Green Snap** 株式会社
- ⑱ 株式会社プロトリーフ
- ⑲ 一般社団法人日本花普及センター 等

(参考資料2)

持続的生産強化対策事業のうち次世代国産花き産業確立推進事業  
(全国鉢物類振興プロジェクト協議会)

都市地域における鉢物類の生産・流通・消費拡大のための実証事業検討委員会の構成

(1) 次世代花き産業確立推進事業の実施に直接参加する会員の実務担当者

- ① 一般社団法人日本花き生産協会鉢物部会
- ② 日本洋蘭生産協会
- ③ 鴻巣花き株式会社
- ④ 株式会社フラワーオークションジャパン
- ⑤ 株式会社東京砧花き園芸市場
- ⑥ 株式会社青梅インターフローラ
- ⑦ 株式会社するが花き卸売市場
- ⑧ 豊明花き株式会社
- ⑨ 株式会社J F 鶴見花き
- ⑩ 株式会社J F 兵庫県生花
- ⑪ 株式会社花満
- ⑫ 九州日観植物株式会社

(2) 連携協力を要請する団体・企業の関係者

- ① 一般社団法人日本公園緑地協会
- ② 一般社団法人日本造園建設協会
- ③ 一般社団法人日本種苗協会
- ④ 公益社団法人日本家庭園芸普及協会
- ⑤ 一般社団法人日本ハンキング・バスケット協会
- ⑥ 一般社団法人日本植木協会
- ⑦ 一般社団法人日本花き卸売市場協会
- ⑧ 一般社団法人日本インドア・グリーン協会
- ⑨ 屋内緑化推進協議会
- ⑩ Green Snap 株式会社
- ⑪ 株式会社プロトリープ

(2) 学識経験者

- ① 安藤敏夫 千葉大学 名誉教授 (自宅へ郵送)
- ② 長村智司 一般社団法人フラワーソサエティ 会長
- ③ 土井元章 京都大学大学院 教授
- ④ 近藤三雄 東京農業大学 名誉教授
- ⑤ 飯島健太郎 東京都市大学院 教授
- ⑥ 豊田正博 兵庫県立大学 (淡路景観園芸学校) 准教授

### (参考資料3)

#### 持続的生産強化対策事業のうち次世代国産花き産業確立推進事業 (全国鉢物類振興プロジェクト協議会)

#### 鉢物類効用調査検討委員会の構成

##### (1) 次世代花き産業確立推進事業の実施に直接参加する会員の実務担当者

- ① 一般社団法人日本花き生産協会鉢物部会
- ② 日本洋蘭生産協会
- ③ 株式会社フラワーオークションジャパン (関東大都市圏地域)
- ④ 豊明花き株式会社 (中京大都市圏地域)
- ⑤ 株式会社J F 兵庫県生花 (近畿大都市圏地域)

##### (2) 連携協力を要請する団体・企業の関係者

- ① 一般社団法人日本インドア・グリーン協会 (関東、近畿地域から各1名)
- ② 屋内緑化推進協議会
- ③ 株式会社プロトリーフ

##### (3) 学識経験者

- ① 安藤敏夫 千葉大学 名誉教授 (自宅へ郵送)
- ② 長村智司 一般社団法人フラワーズサエティ 会長
- ③ 土井元章 京都大学大学院 教授
- ④ 近藤三雄 東京農業大学 名誉教授
- ⑤ 飯島健太郎 東京都市大学院 教授
- ⑥ 豊田正博 兵庫県立大学 (淡路景観園芸学校) 准教授

※ この委員会では、関東及び近畿地域の高層住宅の住民を対象とした鉢物類効用調査及び空港等 (成田空港、中部セントラル空港) における屋内緑化のモデル実証に関する事項を検討する。

##### (問い合わせ先)

全国鉢物類振興プロジェクト協議会事務局  
一般財団法人日本花普及センター 月山光夫 西岸芳雄  
〒103-0004 東京都中央区東日本橋 3-6-17 山一ビル 4 階  
TEL : 03-3664-8739 FAX : 03-3664-8743  
E-mail : jfpc@jfpc.or.jp http : //www.jfpc.or.jp